

## 期 間 入 札 の 公 告

令和 8年 6月19日

高知地方裁判所民事部

裁判所書記官 眞 鍋 友 佑

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

### 記

入札期間	令和 8年 7月10日 午前 9時00分から 令和 8年 7月17日 午後 4時30分まで
開札期日	日 時 令和 8年 7月22日 午前10時00分 場 所 高知地方裁判所競売室
売却決定 期日	日 時 令和 8年 8月12日 午前 9時30分 場 所 高知地方裁判所民事部
特別売却 実施期間	令和 8年 7月23日 午前 9時00分から 令和 8年 7月24日 午後 4時00分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行, 損害保険会社, 農林中央金庫, 商工組合中央金庫, 全国を地区とする信用金庫連合会, 信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限(民事執行規 則33条)	☆印を付した物件は農地であるので, 権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り, 買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため, 物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを 令和 8年 6月19日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。 なお, 上記期間入札において買受申出がないときは, 特別売却に付します。	



## 物 件 目 録

- |   |       |                                  |
|---|-------|----------------------------------|
| 1 | 所 在   | 土佐清水市窪津字日ノ出ヤシキ                   |
|   | 地 番   | 482番8                            |
|   | 地 目   | 宅地                               |
|   | 地 積   | 213.45平方メートル                     |
| 2 | 所 在   | 土佐清水市窪津字日ノ出ヤシキ 482番地8            |
|   | 家屋 番号 | 482番8                            |
|   | 種 類   | 居宅                               |
|   | 構 造   | 木造瓦葺2階建                          |
|   | 床 面 積 | 1階 98.85平方メートル<br>2階 93.57平方メートル |

## 物 件 明 細 書

令和 8年 4月15日

高知地方裁判所民事部

裁判所書記官 東 信 義

---

1 不動産の表示 別紙物件目録記載のとおり  
【物件番号1, 2】

---

2 売却により成立する法定地上権の概要  
なし

---

3 買受人が負担することとなる他人の権利  
【物件番号1, 2】  
なし

---

4 物件の占有状況等に関する特記事項  
【物件番号2】  
本件所有者が占有している。

---

5 その他買受けの参考となる事項  
【物件番号1】  
県道及び市道を除く隣地との境界が不明確である。

### 《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意

味内容は「公法上の規制の詳細説明」を御覧ください。

- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。  
(このほか、BITのお知らせメニューにも掲載されています。)

## 物 件 目 録

- |   |       |                                  |
|---|-------|----------------------------------|
| 1 | 所 在   | 土佐清水市窪津字日ノ出ヤシキ                   |
|   | 地 番   | 482番8                            |
|   | 地 目   | 宅地                               |
|   | 地 積   | 213.45平方メートル                     |
| 2 | 所 在   | 土佐清水市窪津字日ノ出ヤシキ 482番地8            |
|   | 家屋 番号 | 482番8                            |
|   | 種 類   | 居宅                               |
|   | 構 造   | 木造瓦葺2階建                          |
|   | 床 面 積 | 1階 98.85平方メートル<br>2階 93.57平方メートル |

令和 7年(ケ)第 43号  
令和 8年 1月29日受理  
令和 8年 3月13日提出

# 現況調査報告書

高知地方裁判所

執行官 笹岡雄彦

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- |   |       |                                  |
|---|-------|----------------------------------|
| 1 | 所 在   | 土佐清水市窪津字日ノ出ヤシキ                   |
|   | 地 番   | 482番8                            |
|   | 地 目   | 宅地                               |
|   | 地 積   | 213.45平方メートル                     |
| 2 | 所 在   | 土佐清水市窪津字日ノ出ヤシキ 482番地8            |
|   | 家屋 番号 | 482番8                            |
|   | 種 類   | 居宅                               |
|   | 構 造   | 木造瓦葺2階建                          |
|   | 床 面 積 | 1階 98.85平方メートル<br>2階 93.57平方メートル |



関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
<p>■ B (Aの父)</p>	<p>1 物件2の建物は空き家です。建物内には、Aの動産類が残存しています。</p> <p>2 物件1の土地は、物件2の建物の敷地として利用されています。物件1の土地の境界に問題はありません。</p> <p>3 物件1の土地には、土佐清水市が管理する上水道が引き込み済みです。</p> <p>4 物件1の土地内に浄化槽を設置し、汚水処理を行っています。浄化槽の機能に問題はありません。</p> <p>5 過去に、物件2の建物内で小型犬を飼養していました。</p> <p>6 1階浴室には石油給湯機付き風呂釜が設置されています。</p> <p>7 物件2の建物にはプロパンガス設備が設置されています。</p> <p>8 物件2の建物において、雨漏りやシロアリ被害は確認されていません。経年劣化を除き、物件2の建物に特筆すべき問題はありません。</p> <p>9 本件不動産において、事件・事故、及び災害による被害はありません。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

## 執行官の意見

■

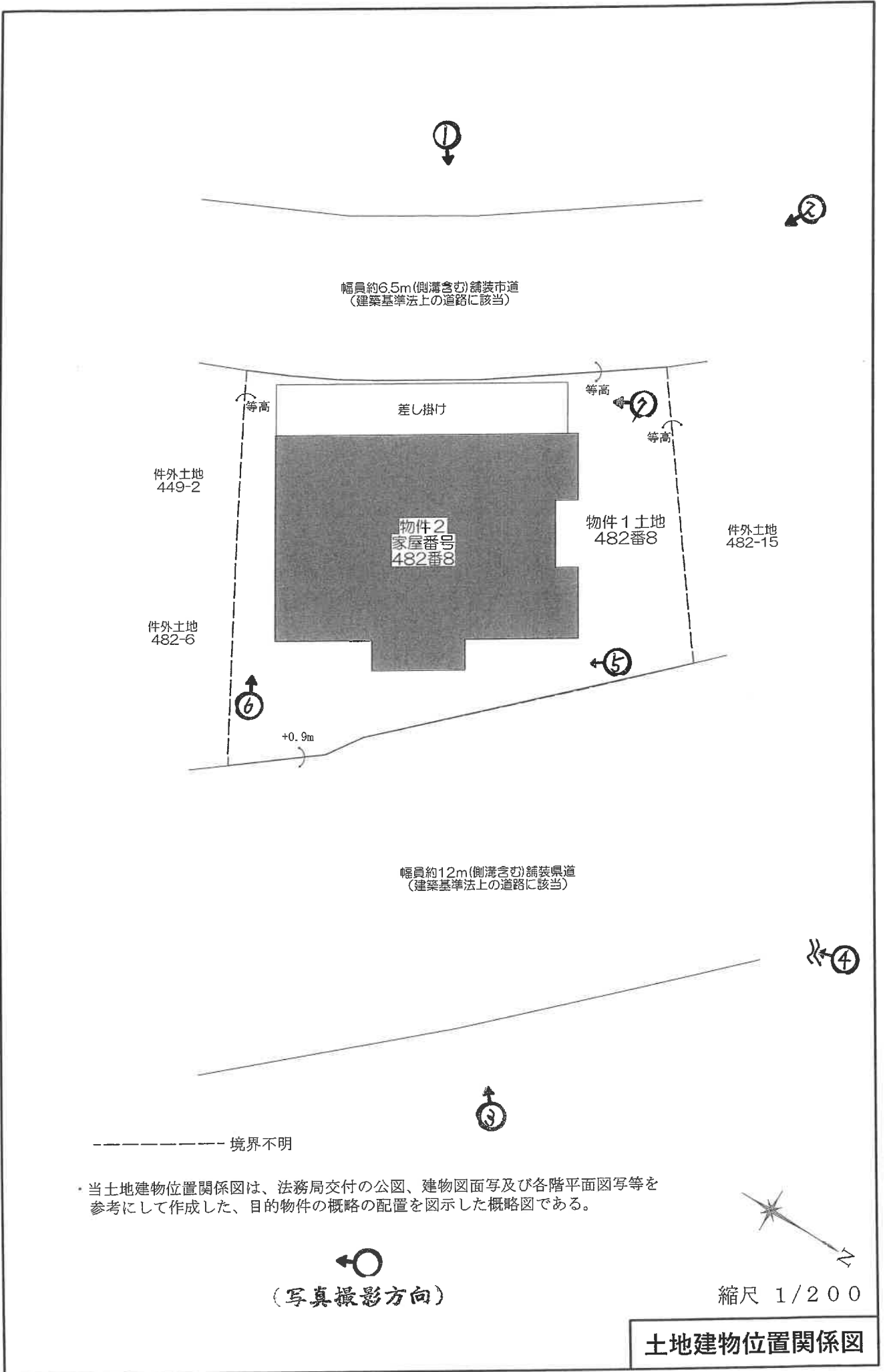
- 1 本件受命物件の占有関係は、関係人の陳述及び現況から2枚目記載のとおり認めた。
- 2 本件不動産の状況は、土地建物位置関係図、建物間取図及び添付した写真のとおりである。
- 3 法務局に、物件1の土地の地積測量図は備え付けられていない。
- 4 物件1の土地は、物件2の建物の敷地として構築物で区画されているが、土地の境界と現況構築物との位置関係が不明確であり、当該土地の範囲は下記県道及び市道との境界を除き、現況上判然としない。物件1の土地の範囲を確定するためには、境界確定協議を実施する必要があると思料する。
- 5 土佐清水市役所での調査によると、
  - (1) 物件1の土地は、非線引きの都市計画区域内に所在する。
  - (2) 物件1の土地の北東側に接面する道路は、建築基準法42条1項道路（県道）である。
  - (3) 物件1の土地の南西側に接面する道路は、建築基準法42条2項道路（市道）である。
  - (4) 上記南西側市道に、土佐清水市管理の上水道が整備されており、物件1の土地には上水道が引き込み済みである。
  - (5) 本件不動産の周囲に公共下水道は整備されていない。
- 6 高知県のホームページ（防災マップ）によると、物件1の土地は、津波災害警戒区域に該当していることがうかがわれる。
- 7 高知県土木部防災砂防課での調査によると、物件1の土地は「急傾斜地崩壊危険区域」及び「土砂災害警戒区域（急傾斜地）」に該当している。がけ崩れを助長する行為（切土・盛土・整地・建築物の設置など）には制限があるため、買受希望者は事前に防災砂防課で詳細を確認する必要がある。
- 8 登記記録及び固定資産評価証明書によると、物件2の建物は築約21年の建物であることがうかがわれる。建物の内外装に経年劣化がみられるため、修繕工事が必要であると思料する。建物の状態等については、関係人の陳述を必ず参照されたいが、なお確認できる範囲で次のとおり補足する。
  - (1) 物件2の建物の南西側に設置された差し掛けは、設置状況及び効用から、建物の附合物若しくは従物と判断した。
  - (2) 外壁全体に無数のクラックが発生しており、特にドア枠や窓枠などの開口部周辺にクラックが集中している。
  - (3) 建物内に動物臭は感じられない。
  - (4) 1階キッチンに設置されたシステムキッチンには、IHクッキングヒーターが組み込まれている。
  - (5) 1階キッチンの南角付近に床材の腐食部分が認められる。一見したところ、それ以外に内装の大きな問題は見受けられない。
  - (6) 目視上の顕著な雨漏り跡はないが、潜在的な雨漏りの可能性は否定できないと思料する。
  - (7) 目視上の顕著なシロアリ被害は確認できないが、臨海地域であるため、被害の可能性は否定できないと思料する。
- 9 本件不動産内の占有状況に鑑み、残置物（動産類）の撤去等費用の負担を余儀なくされる可能性があるため、買受希望者は留意が必要である。

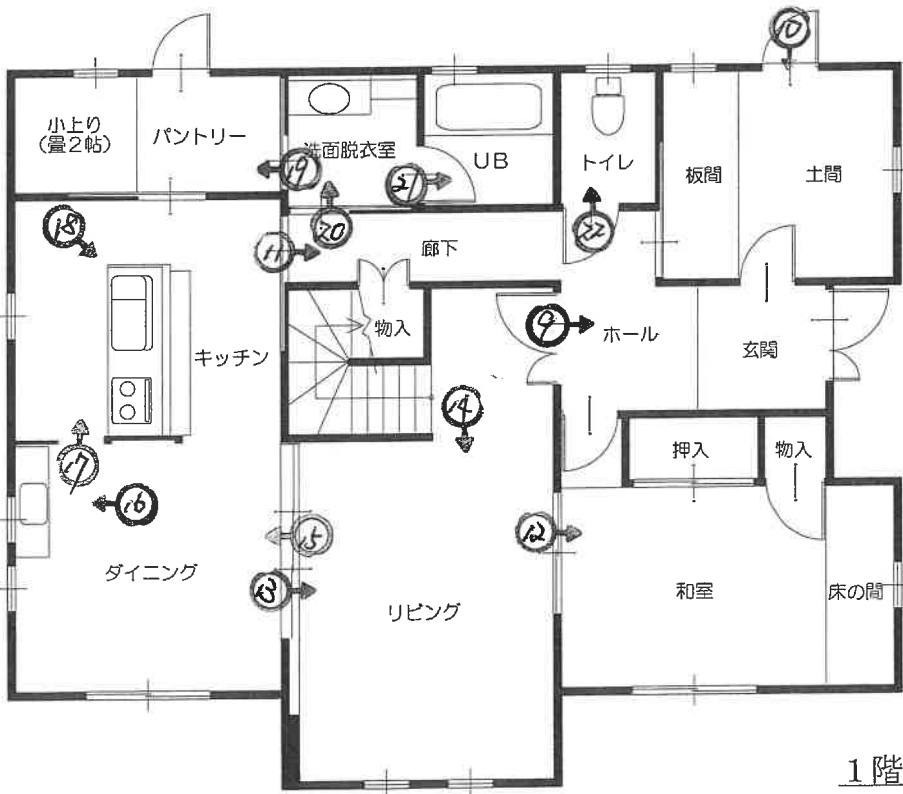
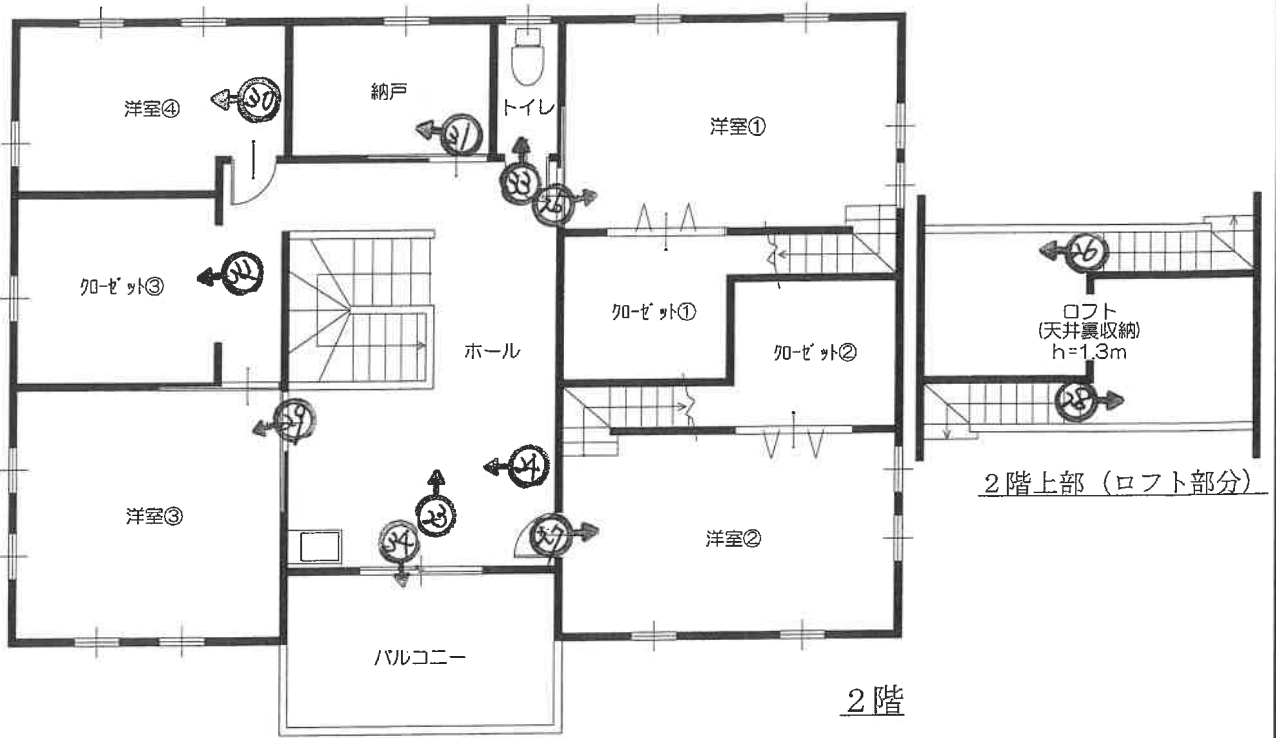
以上


(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調査の経過		
調査の日時	調査の場所等	調査の方法等
令和8年1月29日(木) 14:00-14:30	高知地方裁判所	記録調査
令和8年2月4日(水) 10:00-10:20	高知地方法務局 四万十支局	公図公簿等調査
令和8年2月4日(水) 11:20-11:40	物件所在地	接道外観等調査(写真撮影)、占有関係等調査(不在)
令和8年2月4日(水) 11:55-12:10	土佐清水市窪津	占有関係等調査(Bと面談)
令和8年2月4日(水) 12:50-13:30	土佐清水市役所	公法上の規制等調査、上下水道整備状況調査
令和8年2月4日(水) 13:35-13:40	土佐清水自然保護官事務所	公法上の規制等調査
令和8年2月4日(水) 13:55-14:05	物件所在地	立入準備
令和8年2月4日(水) 14:55-15:25	高知地方法務局 四万十支局	公図公簿等調査
令和8年2月20日(金) 12:55-14:10	物件所在地	立入調査(写真撮影)
令和8年2月24日(火) 9:40-9:50	高知県庁	土砂災害区域該当調査
<p>(特記事項)</p> <p><input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 令和8年2月20日 目的物件は施錠されていなかったが不在だったので、立会人を立ち会わせて建物内に立ち入った。</p> <p><input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。</p> <p><input type="checkbox"/></p>		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり





  
 (写真撮影方向)

物件 2  
 家屋番号：482番8  
 縮尺 1/100

建物間取図

1



物件1

本件不動産

建築基準法上の道路  
(市道)

2



物件2

本件不動産

建築基準法上の道路  
(市道)

(8枚目)

3

物件2



本件不動産

建築基準法上の道路  
(県道)

4

物件2

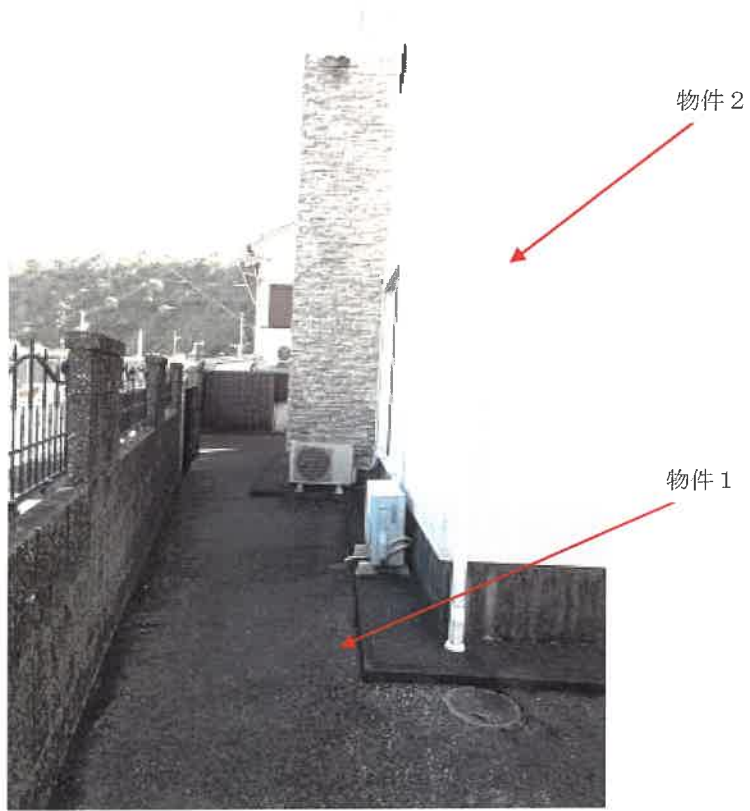


本件不動産

建築基準法上の道路  
(県道)

(9枚目)

5



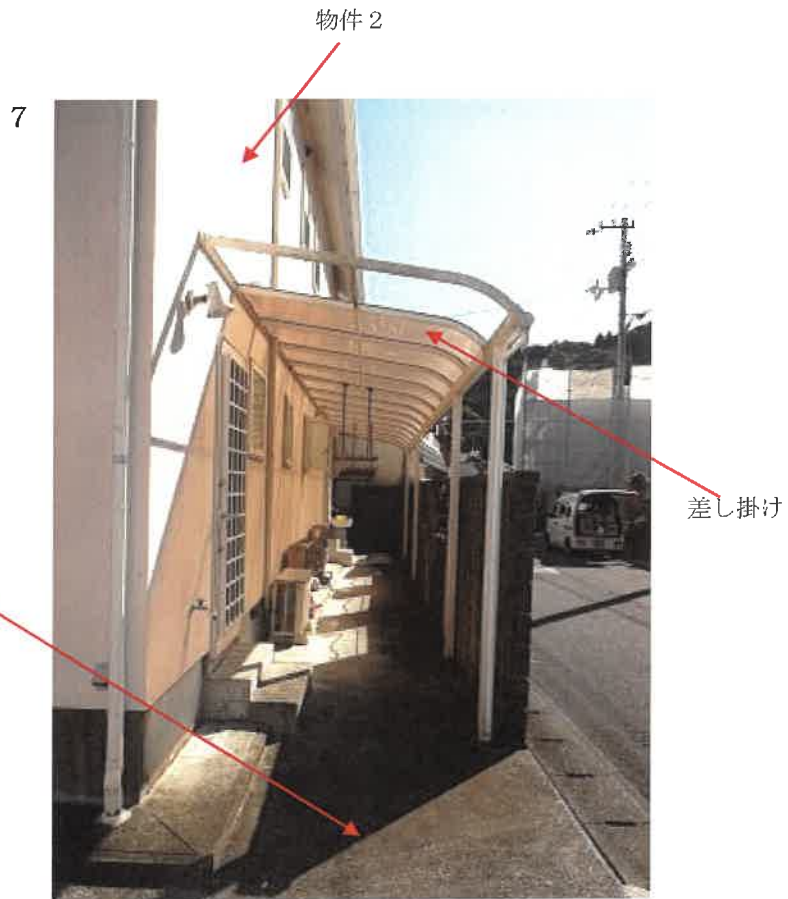
本件不動産

6



本件不動産

物件 1



本件不動産



物件 2 の建物（1 階玄関）の状況

9



1 階玄関内

10



1 階土間、板間

(1 2 枚目)

11



1階廊下

12



1階和室

(13枚目)

13



1階リビング

14



1階リビング

(14枚目)

15



1階ダイニング

16



1階ダイニング（流し台）

（15枚目）

17



1階キッチン

18



1階キッチン (システムキッチン)

(16枚目)

19



1階パントリー

20



1階洗面脱衣室

(17枚目)

21



1階UB

22



1階トイレ

(18枚目)

23



2階ホール

24



2階ホール

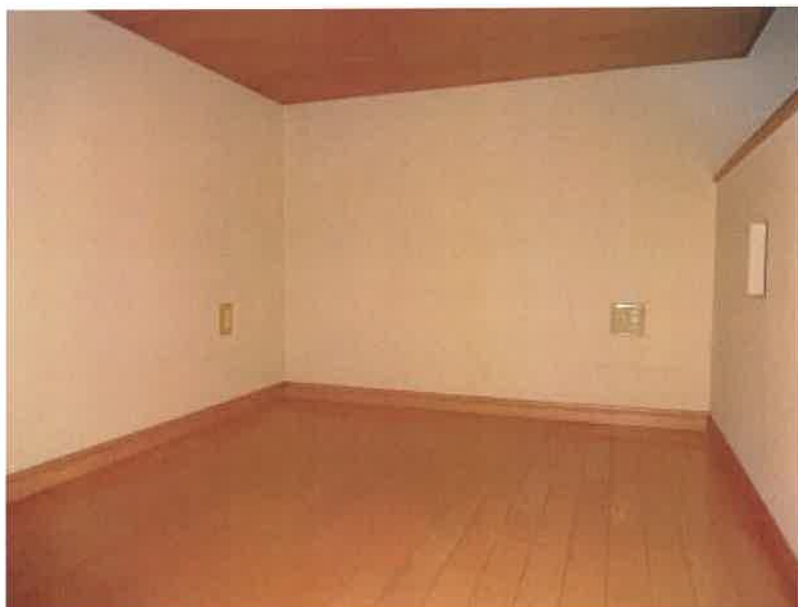
(19枚目)

25



2階洋室①

26



2階洋室①及び②上ロフト

(20枚目)

27



2階洋室②

28



2階洋室①及び②上ロフト

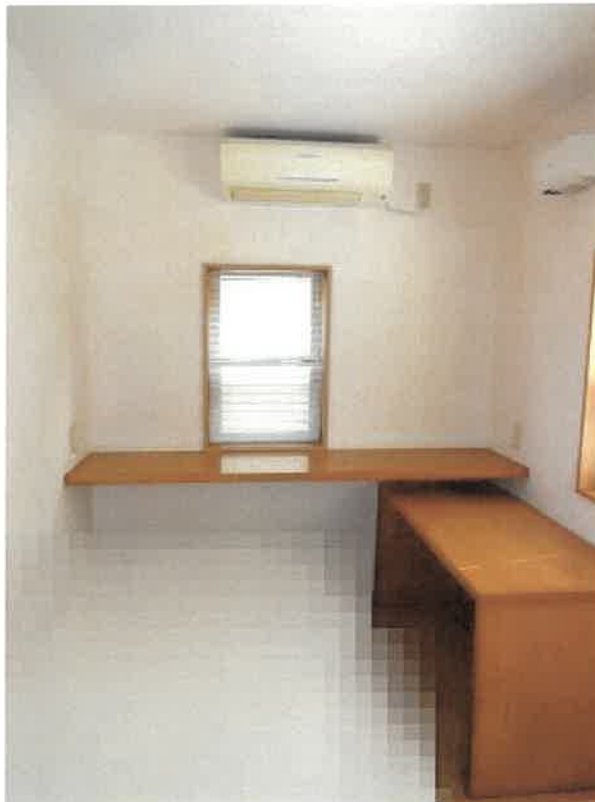
(21枚目)

29



2階洋室③

30



2階洋室④

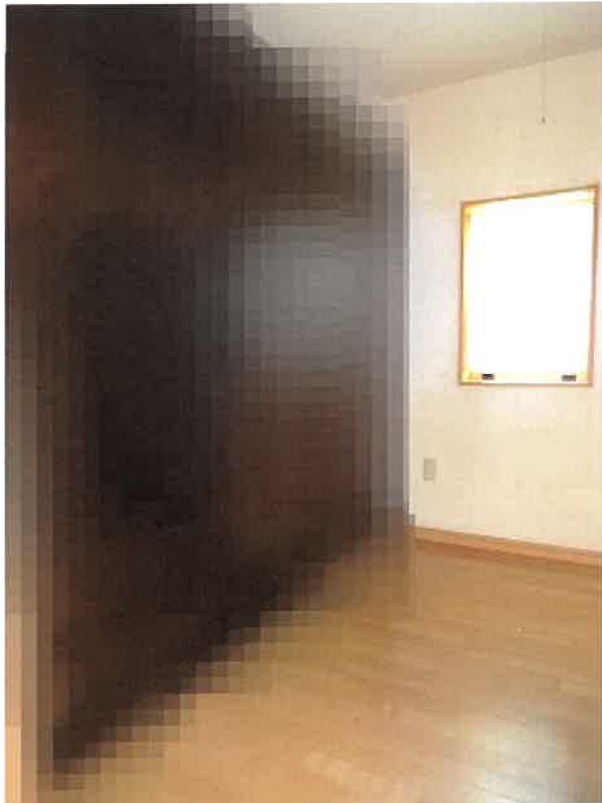
(2 2枚目)

31



2階納戸

32



2階クローゼット③

(2 3枚目)

33



2階トイレ

34



2階バルコニー

(24枚目)

令和7年(ケ)第 43号  
令和8年2月20日 現地調査  
令和8年3月12日 評 価

高知地方裁判所御中

# 評 価 書

評 価 人 不 動 産 鑑 定 士  
門 田 勝 利

## 第1 評価額

一括価格	
金6,360,000円	
内訳価格	
物件1（土地）	金1,180,000円
物件2（建物）	金5,180,000円

- 1 一括価格は、物件1及び2の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の合計価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1土地の内訳価格は物件2建物のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2建物の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

## 第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較して競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは、物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番号	所在等	登記	現況
1	所在地 地番 地目 地積	土佐清水市窪津字日ノ出ヤシキ 482番8 宅地 213.45㎡	
2	所在地 家屋番号 種類 構造 床面積	土佐清水市窪津字日ノ出ヤシキ 482番地8 482番8 居宅 木造瓦葺2階建 1階 98.85㎡ 2階 93.57㎡	
番号	特記事項		
	<p>・舗装等の敷地内の外構については、本件評価額算出の過程において、特に加算の必要はないものと認められる。</p>		

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記と同じ。

#### 第4 目的物件の位置・環境等

##### 1 土地の概況及び利用状況等（物件1）

位置・交通	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土佐くろしお鉄道中村駅の南方約34.7km（道路距離）</li> <li>・窪津バス停に近接</li> </ul>	
付近の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・窪津漁港の背後に形成された既存の集落地域。当該地域は、背後の山地と前面の海に挟まれた平坦地に、一般住宅や漁業関連施設が混在している状況にある。海に面していることから、塩害の影響を受けやすい環境下にある。</li> </ul>	
主な公法上の規制等 （道路の幅員等の個別の規制を考慮しない一般的な規制）	都市計画区分 用途地域 建蔽率 容積率 防火規制 その他の規制	非線引き都市計画区域 — 70% 200% — —
画地条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地積：213.45㎡（登記地積）</li> <li>・間口：約17m（建物図面から）</li> <li>・奥行：約14m（建物図面から）</li> <li>・形状：ほぼ台形</li> <li>・接面道路との関係：南西側の市道とほぼ等高に接面 北東側の県道に約0.9m高く接面</li> </ul>	
接面道路の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・南西側：幅員約6.5m（側溝含む）舗装市道（建築基準法42条2項道路）</li> <li>・北東側：幅員約12m（側溝含む）舗装県道（建築基準法42条1項道路）</li> </ul>	

<p>土地の利用 状況等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用状況：物件1土地は物件2建物の敷地等として利用されている。</li> <li>・隣接地の状況 北東側：県道 南西側：市道 北西側：店舗 南東側：戸建住宅</li> </ul>
<p>供給処理施設</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上水道：あり</li> <li>・都市ガス：なし</li> <li>・下水道：なし</li> <li>・供給処理施設については、買受希望者において各担当課等で詳細を確認する必要がある。</li> <li>・(注)供給処理施設における「あり」とは、対象物件の前面道路に該当施設の本管（以下、施設管という）が通っており、通常で敷地内への引込が出来る状態にあることをいう。「なし」とは、対象物件を含めた周辺に施設管が配置されておらず、敷地内に引込むことが不可能な場合をいう。「不明」とは、前面道路に施設管は敷設されていないにもかかわらず供給処理を利用している場合や、市役所での確認事項に疑義がある場合等で将来的に当該施設が利用できるかどうか不明な場合をいう。</li> </ul>
<p>特記事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・津波災害警戒区域に該当している。</li> <li>・急傾斜地崩壊危険区域及び土砂災害警戒区域（急傾斜地）に該当している。</li> <li>・土壌汚染の可能性について調査したところ、有害物質使用特定施設の届出はなく、昭和60年9月発行の住宅地図では、目的物件の位置に個人名及びソーコの記載がある。</li> <li>・高知県遺跡地図で調査した結果、埋蔵文化財包蔵地に指定されていない。なお、詳細については土佐清水市教育委員会へ問い合わせのこと。</li> </ul>

## 2 建物の概況及び利用状況（物件2）

区 分	・主である建物
建築時期及び経済的残存耐用年数	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築年月日（登記記載）：平成16年12月18日新築</li> <li>・経過年数：約21年</li> <li>・経済的残存耐用年数：約9年</li> </ul>
仕 様	<ul style="list-style-type: none"> <li>・構造：木造2階建</li> <li>・屋根：瓦葺</li> <li>・外壁：吹付けタイル、タイル等</li> <li>・内壁：ビニールクロス等</li> <li>・天井：ビニールクロス、プリント板等</li> <li>・床：フローリング、畳、タイル等</li> <li>・設備：システムキッチン</li> </ul>
床面積	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1階： 98.85㎡（登記）</li> <li>・2階： 93.57㎡（登記）</li> <li>・合計： 192.42㎡</li> </ul>
現況用途等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・階層：2階建</li> <li>・現況用途：居宅</li> <li>・間取り：添付図面「建物間取図」のとおり</li> </ul>
品 等	・使用資材、施工の程度等の品等は、普通。
保守管理の状態	・やや劣る。
建物の利用状況	・現況調査報告書参照。
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・内装は、経年相応の損耗に加え1階キッチンにおいて、局所的な床材の腐食が認められる。これは、水回りに付随する慢性的な水分停滞に起因するものと推認される。</li> <li>・外壁の挙動等に起因するクラックが散見される。現況、構造耐力に影響を及ぼす重大な損傷とは認められないものの、経年による防水性能の低下は顕著であり、二次被害（内部腐食、剥離等）を防止するための修繕を要する。</li> <li>・雨漏り及びシロアリの被害は、目視による確認は出来なかったがその可能性は否定できない。</li> </ul>

## 第5 評価額算出の過程

### 1 基礎となる価格

#### (1) 建付地価格（物件1）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別 格差 イ	地 積 (㎡) ウ	建付減価 エ	市場性 修 正 オ	建付地価格 (円) (万円未満四捨五入) ア×イ×ウ×エ×オ
1	11,900	1.06	213.45	0.90	1.00	2,420,000

#### ア 標準画地価格（公示価格等からの規準）

地価調査 土佐清水（県）－5

価 格                      時点修正                      標準化補正                      地域格差                      標準画地価格  
 $11,100\text{円}/\text{㎡} \times 98.8/100 \times 100/100 \times 100/92 \doteq 11,900\text{円}/\text{㎡}$

- ・時点修正：地価調査価格の価格時点から評価日までの推定変動率である。
- ・標準化補正：なし。
- ・地域格差：街路、接近、環境、行政条件等を考慮した。

イ 個別格差：接面道路の状況を考慮した。

ウ 地積：登記地積を採用した。

エ 建付減価：地価水準及び地上建物の状態等を考慮した。

オ 市場性修正：一体的な複合不動産として市場性を考慮するため不要。

#### (2) 建物価格（物件2）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物価格を求めた。

番号	再調達原価 (円/㎡) ア	延床面積 (㎡) イ	現価率 ウ	市場性 修 正 エ	建物価格 (円) (万円未満四捨五入) ア×イ×ウ×エ
2	180,000	192.42	0.27	1.00	9,350,000

イ 現況延床面積：登記床面積を採用した。

ウ 現 価 率：当該建物の物理的状況及び当該地域における中古建物の市場性等を考慮した。

エ 市場性修正：一体的な複合不動産として市場性を考慮するため不要。

## 2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

### (1) 土地利用権等価格

番号	建付地価格 (円)	土地利用権等割合		土地利用権等価格 (円) (万円未満四捨五入)
	ア	イ		ア×イ
1	2,420,000	0.10	敷地占有利益	240,000

### (2) 内訳価格及び一括価格

物件番号	基礎となる価格 (円)	土地利用権等価格の控除及び加算 (円)	占有減価修正	市場性修正	競売市場修正	評価額 (円) (万円未満四捨五入) (ア+イ)×ウ×エ×オ
	ア	イ	ウ	エ	オ	
1	2,420,000	-240,000	1.00	0.90	0.60	1,180,000
2	9,350,000	+240,000	1.00	0.90	0.60	5,180,000
一括価格 (合計)						6,360,000

ウ 占有減価修正：考慮不要。

エ 市場性修正：強い塩害や津波災害リスクにより市場流動性が低いことなどを考慮した。

オ 競売市場修正：「第2 評価の条件」記載の競売市場の特殊性等を考慮した。

## 第6 参考価格資料

### 1 地価調査基準地価格「土佐清水（県）－5」

所在及び地番：土佐清水市中浜字谷前264番口

価 格：11,100円/m<sup>2</sup>

位 置：土佐くろしお鉄道中村駅の南方約36km

中ノ浜バス停まで約130m

価 格 時 点：令和7年7月1日

地 積：82m<sup>2</sup>

供給処理施設：水道

接 面 街 路：北西3.5m市道

用途指定等：非線引き都市計画区域

地域の概要：小規模の漁家住宅等が建ち並ぶ漁港に近い住宅地域

### 2 固定資産税評価額（令和7年度）

物件1：1,869,822円

物件2：7,312,255円

- ここに掲げた参考価格資料は、当該不動産の評価額を算定するに当たって参考とした価格にすぎない。決定した評価額は不動産競売を前提とした価格であり、ここに掲げた額とは、その性質上異なる額である。

## 第7 附属資料の表示

- 1 所在位置略図
- 2 公図写
- 3 建物図面写・各階平面図写
- 4 土地建物位置関係図
- 5 建物間取図

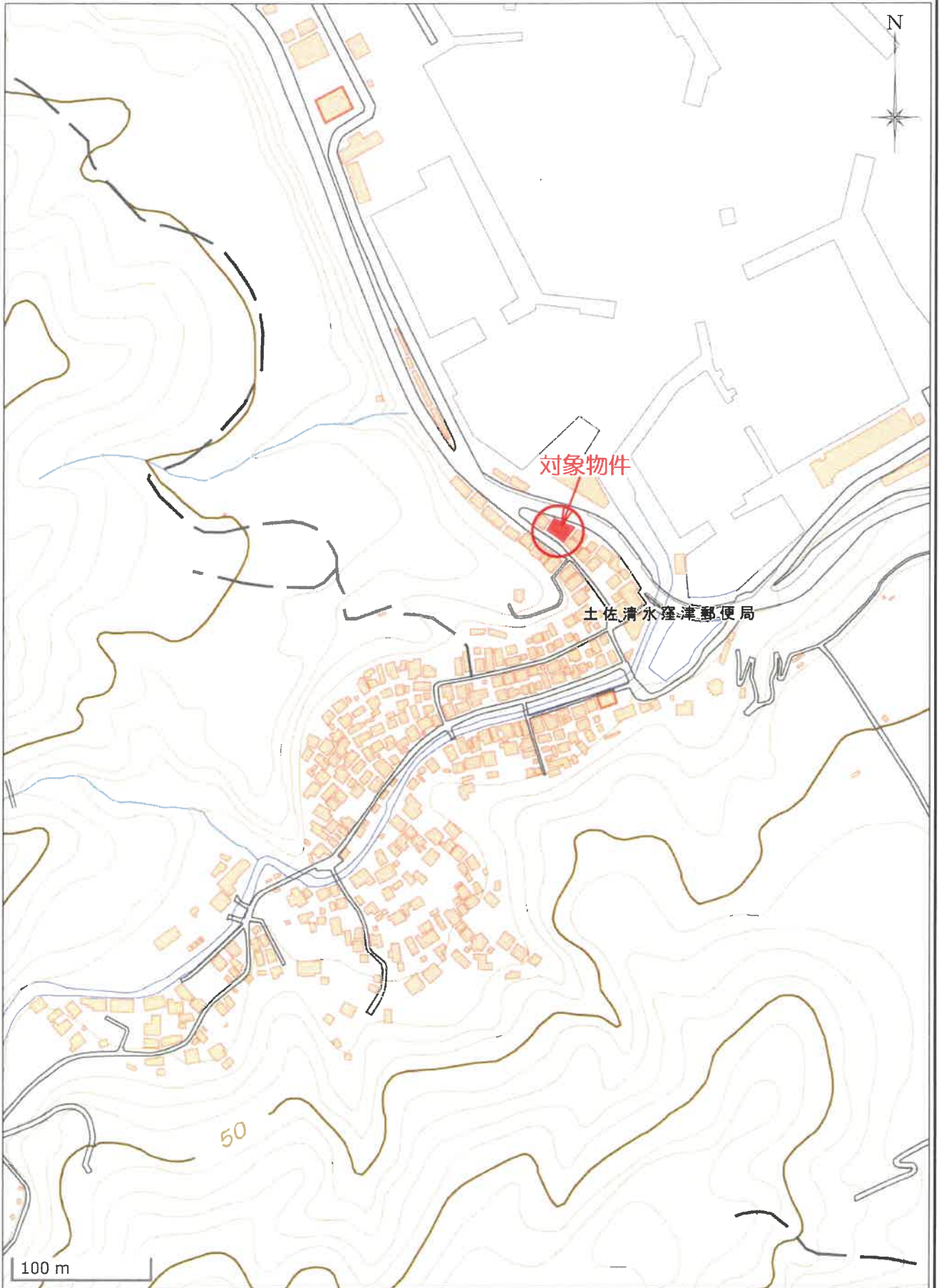
以 上



所在位置略図

# 地理院地図

GSI Maps



所在位置略図



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

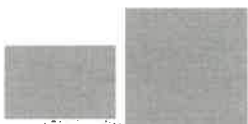


請求部	所在	土佐清水市窪津字日ノ出ヤシキ			地番	482番8		
出力縮尺	縮尺不明	精度区分	座標系又は記号	分類	地図に準ずる図面		種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日				備付年月日(原図)			補記事項	

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

令和8年2月4日  
 高知地方方法務局四万十支局  
 登記官

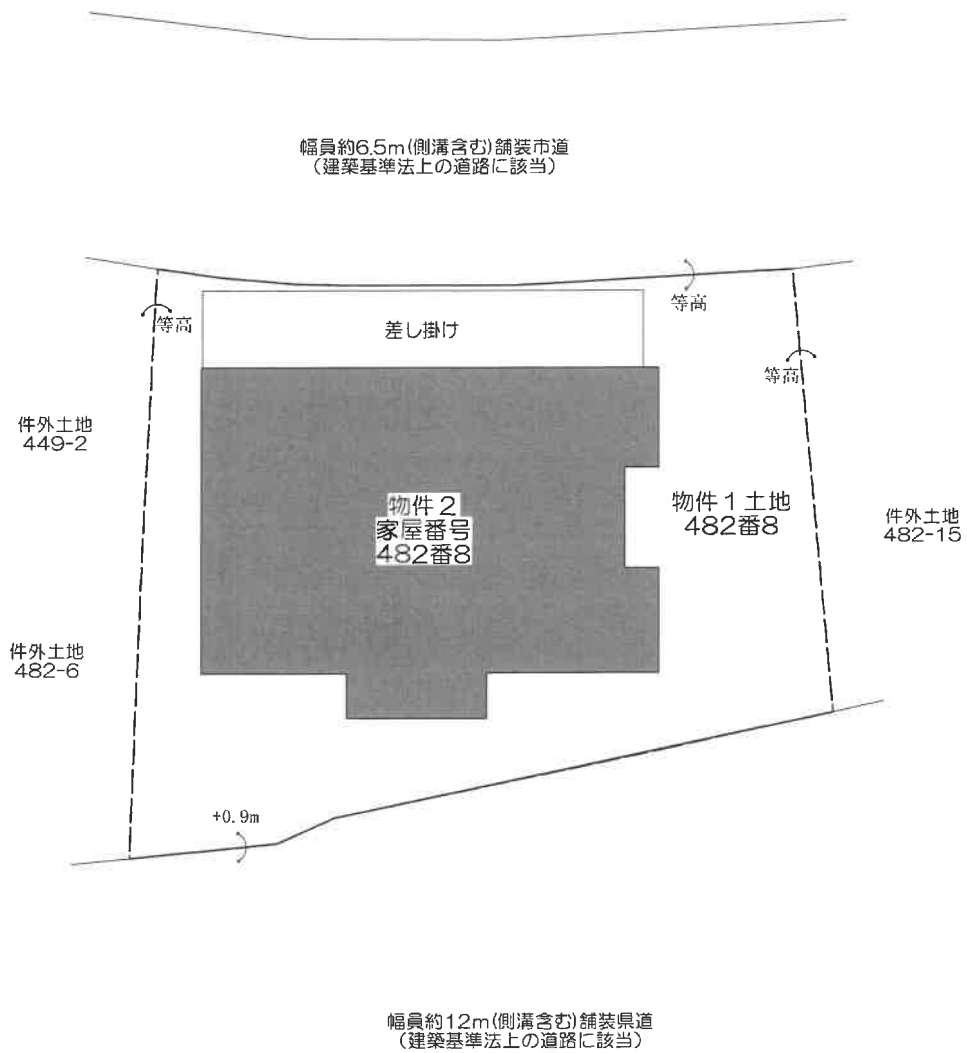
請求番号：4-1  
 (1/1)



(A3をA4に縮小)

公 図 写





----- 境界不明

- ・当土地建物位置関係図は、法務局交付の公図、建物図面写及び各階平面図写等を参考にして作成した、目的物件の概略の配置を図示した概略図である。



縮尺 1/200

**土地建物位置関係図**

